

[学術論文]

知的障害者に課される「自立の枠組み」

— 育成会¹の視点から見たその存続要因 —

“the Independence Frame” for Persons with Intellectual Disabilities

— Continuation Factors that Looked from a Viewpoint
of the Ikuseikai (Parents' Association) —

大野 安彦

Yasuhiko Ohno

1. はじめに
 - 1.1 問題の所在と本論の目的
 - 1.2 「自立の枠組み」を分析する視点
 - 1.3 分析の対象および方法
2. 「永遠の子ども」観に基づく処遇の成立
 - 2.1 生活教育という枠組み
 - 2.2 「教育する母たち」への啓蒙
 - 2.3 青年期訓練施設としての出発と変容
 - 2.4 「自立困難」という共通認識
3. 脱施設の波に育成会はどう対応したか
 - 3.1 労組からの「施設解体」主張
 - 3.2 ノーマライゼーションはどう受け止められたか
 - 3.3 地域在宅政策で深刻化した「親亡き後」
 - 3.4 身体障害者との「違い」の強調
4. 考察とまとめ
 - 4.1 終生指導し続ける処遇の成立と存続
 - 4.2 構造改革以降も改革されなかつた「枠組み」
 - 4.3 今後に残された課題

要旨 障害者総合支援法の下で「自立支援」がめざされながら、知的障害者に対しては自立するための高い能力の獲得が、支援者や親など周囲の関係者によって要求される。本論は、知的障害者を「未熟な主体」であると位置づけ終生にわたって指導訓練を課す「処遇の枠組み」が形成された歴史と、それが1980年代以降の障害者政策転換後も「自立の枠組み」へと性格を変えつつ知的障害者に課され続けてきた要因を、育成会の機関誌等の文献を用いて分析した。その結果明らかとなったのは、育成会は、施設や従事者および政策そのものに強い不安を抱いてきた歴

¹ 知的障害児の親の会として1952（昭和27）年に結成された。当時の名称は「精神薄弱児育成会（別名 手をつなぐ親の会）」。1959（昭和34）年「社会福祉法人全日本精神薄弱者育成会」、1995（平成7）年「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」。2014（平成26）年に社会福祉法人を返上し「全国手をつなぐ育成会連合会」となった。本論では「育成会」と略す。

史を引きずっており、日本の知的障害者政策への不信感は解消されていないという現状である。そのため育成会は代弁役割を手放せず、子の親からの自立へ踏み出すことができず、自立の条件として高いハードルを課すのである。

キーワード：知的障害者、自立、育成会、親亡き後

1. はじめに

1.1 問題の所在と本論の目的

日本の知的障害者政策は、1960（昭和35）年の「精神薄弱者福祉法」² 制定から1990年代に至るまでは長く入所施設への依存が続いたが、その後は入所施設の削減が方向づけられ、地域での自立生活を支援する政策へと転換された。その背景には1981（昭和56）年の「国際障害者年」を経て、2006（平成18）年「障害者の権利に関する条約」採択へと至る、障害者の人権に関する国際的な動きがあり、「知的障害者福祉では、国際障害者年以降、ノーマライゼーションの理念によって、入所施設の整備を中心とした施策から、在宅福祉政策を重視する施策への転換が、地域福祉に関連する制度を加えながら徐々に推進されていった」（小澤2013：5）とされる。

入所施設にかわる住居としては「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」と略す）³ に定められた「共同生活援助」（以下、「グループホーム」と称する）⁴ が主とされ、その整備が進んでいる。2018（平成30）年7月9日付の『週刊福祉新聞』によれば、2020年度にはグループホームで暮らす障害者が施設入所者数を上回る見通しとなり、そのうち施設入所者の約八割、グループホーム居住者の約七割が知的障害者であるという（福祉新聞2018/7/9）。

しかしこのように地域での自立生活が進んでいるという現状認識に対しては、その実態を疑問視する見解も多く示されている。その第一は、既存の入所施設からの移行の遅滞である。2002（平成17）年に策定された「障害者基本計画」で、入所施設は「真に必要なものに限定する」として事

² 1998（平成10）年に「知的障害者福祉法」に題名改正された。本論では、法改正前の制度上の呼称については「精神薄弱」を使用する。

³ 2006（平成18）年制定の「障害者自立支援法」の改正法として、2013（平成25）年に施行された。障害福祉サービス全般を定めた法律である。

⁴ 1989（平成元）年に発足した「地域生活支援事業」で、障害者総合支援法では「共同生活援助」として位置づけられた。一般的には「グループホーム」という呼称が定着している。少人数の障害者が一般の民家やアパート等を利用して共同生活をする住居で、「世話人」職が置かれ、食事の提供や身の回りの世話、相談などの業務を担う。制度発足当初は知的障害者のみが対象であったが、障害者自立支援法施行以降は身体障害者・精神障害者も統合されている。

実上新設が否定され、「施設等から地域生活への移行の推進」が掲げられてきた。しかし実際の移行はそれぞれの施設の裁量に任され、地域移行者は限定的な数にとどまっている。施設退所に消極的な親の強い意向や、「高齢」あるいは「重度の行動障害」を有する等の理由から、いまだ施設に残留し続ける者は多い(三田 2017)。「入所施設を経営する経営者とそこで働く職員の身分を保障する必要」から、特に民間施設では脱施設への舵を切れない(佐瀬 2017)との指摘もなされている。

第二に、地域での自立生活を支援する共同住居であるはずのグループホーム等でも、従来の施設と変わらぬ保護・指導的かかわりが継続され「ミニ施設化」しているという問題がある。角田慰子は「日本型グループホーム」が、「日本の福祉現場にはびこるパートナリスティックな人間関係」や「伝統的な社会福祉職員像」に依拠して成立したこと、さらには「入所施設拡充路線の後退を許さない親や、施設団体の理解を得る必要」から「管理・指導的役割」の強いものとなった(角田 2014:189-193)点を指摘している。また鈴木良は、施設を出て「グループホームや一人暮らし・結婚生活といった」地域生活に移行したとしても、支援職員との「上下関係」は維持され「自由が制約される状況」が継続するとしている(鈴木 2017)。

このように知的障害者支援では、理念としては個人の主体性を尊重した支援が当為命題となり、「処遇」ではなく「支援」へといい換えられはしたもの、旧来的な生活指導や職業指導と呼ばれる指導訓練が今も続けられ、それらは指導する従事者側に承認されない限り終わることはなく、たとえ施設から出たとしても生活上の細々とした指導が継続される。障害者政策は自立支援へと大きく転換されたはずであるにもかかわらず、知的障害者に対しては何故保護・指導的処遇が残存し続けているのか、その要因を探ることが、本論の目的となる。

1.2 「自立の枠組み」を分析する視点

知的障害者への自立支援の不十分性を論じる上では、まず「自立」概念の持つ多義性について確認しなければならない。

日本の社会福祉政策を主管してきた政府／厚生省(厚生労働省)は、対象者の「自助努力」を重視し、その上で補完的に公的援助を置くという政策姿勢を、歴史的に強く保持してきた。「自助努力」をもって「自立」と見做す姿勢は、障害者政策においても 1949(昭和 24)年の身体障害者福祉法以来引き継がれ、障害者には自ら「更生」する努力義務が課せられ、身辺自立や就労＝稼得自立を目標とする指導訓練が続けられてきた。

これに対し 1970 年代以降に進展した身体障害者運動は、公的保障の充実や、他者介護に依存しながらも主体性をもって生きることを自立と認めよと要求した。すなわち自立を自らの努力によって「達成」すべきものと見るのではなく、誰もが、たとえどのような「障害」があったとしても自立は可能であり万人に保障されるべきだとする主張である。これはノーマライゼーション理念の普及や世界的な諸権利獲得運動を経て、その後の障害者政策転換・制度改革に大きな影響を与えた。

てきた。障害者総合支援法も「権利としての自立」という認識に基づいて諸々の支援が規定されている。

1989(平成元)年に制度化されたグループホーム制度は、知的障害者の脱施設に大きな役割を果してきたし、さらに1990年代末からの社会福祉基礎構造改革により障害者への措置制度は廃され契約制度へと転換され、障害者が主体的に支援サービスを選択し利用するシステムが、障害者自立支援法—総合支援法によって整備されてきたはずである。知的障害者に対しても諸々の支援サービスが定められている。

しかしながら、実際の支援場面における当事者の主体性の尊重は、制度の整備によるだけではなく、被支援者と支援者相互の具体的な関係性の中に表れるものである。つまり親や従事者など、当事者にかかわる者が、どのような認識や姿勢をもって向き合うかがきわめて重要となる。それら関係者が、当事者の主体性に立脚した支援を自覚的に遂行することで自立支援は実現され得るのであるが、しかしそうした実践事例はいまだ少なく⁵、なお多くの知的障害者支援場面では、「地域での自立生活」が標榜されるグループホーム等においてさえ、角田や鈴木が指摘するような「管理・指導」(角田 2014) や「上下関係」による「自由が制約される状況」(鈴木 2017) が継続している現状がある。しかも、こうした「指導」が「自立生活」の「ための指導」として、当事者の主体性を侵害する行為である点が十分に自覚されないままに、多くの従事者によって為され続けている実態が根強く存在するのである。

そのような実態について新藤こずえは、知的障害者に対して従事者や親が前提的に想定する「障害者としての自立の枠組み」の存在を指摘している。新藤によれば、知的障害者は施設入所も地域生活にしても「どこに住むか」を自分で決めた人はほとんどおらず、人生上の重要な選択事項についての自己決定権を持たない。こうした選択が制約されてきたのは、当事者と周囲の親や支援者の自立観における相違があったからである(新藤 2013:34-35)。

親は「ADL自立を自立イメージの基準として考えている」が、しかし「ADL自立はわが子にとって困難であると感じているため、現実には子の自立はあり得ないものとなる」(新藤 2013:169-170)。他方で支援者は、当事者が自立するためには「当事者自身が意思を持ち、他者とのコミュニケーションをとることが必須である」と考えている。支援者側にもコミュニケーション能力が問われるにもかかわらずその自覚は乏しい。知的障害者にとって他人である支援者とのコミュニケーションには「困難さ」があるにもかかわらず、支援者は知的障害者に対して、自分たち支援者との「コミュニケーション・スキルを身につけること」を自立へのハードルとして課す。さらには「可愛がられる障害者としての態度」を要求する(新藤 2013:170)。

対して当事者は「他者と私的な人間関係を取り結ぶためのコミュニケーションや、セクシャリティ、結婚」への関心がはるかに高い。これらを経験するためには一般の若者文化への接近が必要で

⁵ 例えば、寺本晃久ほか(2008)『良い支援?——知的障害／自閉の人たちの自立生活と支援』(生活書院)に紹介されている実践などが、その数少ない事例としてあげられるだろう。

あるにも関わらず、そうした機会を奪われ、結果として自らの望む生活形態を実現困難なものにされてきた。それは親や支援者による、ADL能力やコミュニケーション能力等についての「承認」がなければ自立できないという「枠組み」のためである（新藤 2013：182-187）。

以上のような新藤の分析を踏まえ、本論は知的障害者に課せられた「自立の枠組み」を、親および支援従事者によって設定された、自立のために必須とされるADLや意思表明／コミュニケーション能力等についての高い条件枠組みであると把握する。

1.3 分析の対象および方法

施設処遇から自立支援へと転換が図られてもなお、この枠組みは依然として維持され、対象者の主体性を抑圧してしまう支援を生じさせているのはなぜか。この問い合わせについて本論は、明治期以降の知的障害者処遇従事者や親により、保護および指導という目的をもって知的障害者の主体的意思に介入する「処遇／支援」が成立し存続しているためではないかと仮定し、そのような「処遇／支援」形態が形成されてきた歴史的過程の検証を試みるものである。対象は、親および従事者を代表する団体の機関誌等の文献史料である。

このうち従事者については、戦前期から施設経営者および従事者の職能団体であり続けてきた「日本精神薄弱者愛護協会」（以下「愛護協会」と略す）⁶ がこれを代表する団体であると認識する。他方、親については1952（昭和27）年の結成以来、日本で最も歴史ある全国規模の知的障害者の親の会であり、政策にも大きな影響を持ってきた育成会に着目する。

育成会の運動史については、森口弘美が次のように分析している。育成会は、当初は子を「恥しい匿したい」という気持ちを乗り越えるよう呼びかけ、「親亡き後」のための施設増設の運動等によって組織を拡大したが、国際障害者年以降はわが子を権利の主体者として認める方向へと認識を変容させた。しかし他方では、親の頑張りによって運動の当事者性を維持し、親の頑張りが周囲の協力を引き出してきたが故に、「当事者性を手放すことを意味する『親元からの自立』を簡単に主張するわけにはいかない」というジレンマ状況に陥った（森口 2015：71-72）。

つまり育成会は、日本の障害者政策が「本人主体」へと転換される中でもなお「運動の当事者性」を手放せず、子の親からの自立を簡単には主張／推進できないという「ジレンマ状況」に置かれてきたのであるが、この「状況」が、知的障害者の「自立の枠組み」が存続する要因として大きな意味を持つのではないかと筆者は仮定的に認識する。したがってこの「状況」、いいかえれば育成会にとっての切実な事情とでもいべきものの中身の分析が重要な意味を有すると考えるのである。かかる視点に立ち、以下本論では次のような分析／考察を行う。

第2章では、明治期以降の知的障害者政策が形成されていった経緯を先行研究に依って整理し、

⁶ 戦前期に民間篤志家による知的障害児施設の団体として結成され、戦時の休止期を経て1949（昭和24）年「日本精神薄弱者愛護協会」となる。1999（平成11）年「日本知的障害者福祉協会」に改称された。本論では「愛護協会」と略す。

知的障害者を「永遠の子ども」すなわち永遠に未熟な主体とする認識を基底に、「教育」を主とする「処遇」が成立していった過程を把握する。さらに愛護協会の機関誌『愛護』や、日本精神薄弱者福祉連盟⁷編『精神薄弱者問題白書』等の文献から、1950～60年代における知的障害者処遇形態の形成期に、軽度者から重度者まで包括的に終生保護・訓練し続けるという知的障害者処遇の「枠組み」が形成されるに至ったことを示す。

第3章は、1970年代以降のノーマライゼーションや脱施設化潮流、さらに障害者政策の転換に直面した育成会が、それらに対してどのような態度で臨んだかを、育成会の機関誌『手をつなぐ親たち』等に掲載された記事等を通して分析する。それら文献資料からは、森口が示したような「権利の主体者として障害のある本人を捉えるという気づき」（森口 2015：62）とは別に、それでもなお「子の親からの自立」を容易には認めることができず逡巡する、育成会の親としての率直な心情を読み取ることができる。

その分析から明らかとなるのは、当時の職員労組による脱施設主張や、政府による「地域在宅」政策方針が育成会に及ぼした影響の大きさである。さらに国際障害者年以降の政策転換が主に身体障害者を軸に進められていったことが、育成会をして「本人に代わる代弁者」としての「当事者性」をあくまで手放せないという「状況」へと追い込んだのではないかという点である。

第4章では、以上の分析結果に対する考察を行う。「永遠の子ども」観を基に「永遠に指導訓練する対象」として知的障害者を位置づけた「処遇の枠組み」は、子への教育と保護の充実を望む親と、親の心情を内面化した愛護協会に代表される従事者によって形成された。

入所施設処遇から当事者主体の自立支援へと、大きく変貌を遂げた障害者政策転換にあっても、「処遇の枠組み」は「自立の枠組み」へと変貌しつつ存続している。「枠組み」に固執する育成会の意識は十分に転換されていない。その背景には、日本の知的障害者政策への育成会の強い不信があると考えられるのである。

2. 「永遠の子ども」観に基づく処遇の成立

2.1 生活教育という枠組み

こんにち「知的障害」と一括して呼称される人々が近代日本社会で認識されるのは、明治期の国家事業であった公教育整備の過程であった。寺本晃久によれば「『知的障害』の認識は、明治維新後の富国強兵策の一環として強力に推し進められた義務教育の普及過程で、公教育から排除される児童を選別する概念として普及した」（寺本 2001）。

そして明治後期ごろからは各地に「特殊学級」（「補助学級」とも「促進学級」とも呼ばれた）が

⁷ 教育研究者等による全日本特殊教育研究連盟、愛護協会、育成会の三者は1960（昭和35）年から関連団体協議会を組織していたが、1974（昭和49）年に「日本精神薄弱者福祉連盟」となった。

つくられるのであるが、しかしそれらは対象児に対して特別な教育プログラムを提供するものではなく、当時の「小学校令」に規定されたとおりの、普通学級と変わらぬ学科目が教えられていたという（堀 2014 : 65-66）。この当時、ごく一部の教師や施設従事者による模索がはじめられていたとはいえ、義務教育に「ついていけない」児童のほとんどは放置されたままであった。こうした公教育の状況に対し、1891(明治 24)年に滝乃川学園を設立した石井亮一などの民間施設事業者たちは、セガン (E.O.Séguin) を源流とする「治療教育」を試みていた。

1930 年代になると、教育研究者等から「精神薄弱児童に対しては普通児童とは又別途の教育養護の方法を必要とする」旨の主張が展開され、「白痴児」は知能発達は無理でも「社会生活能力」の獲得はある程度可能であるとされた（堀 2014 : 67-71）。こうした主張はその後の戦争激化によって政策化されることなく終戦を迎えるが、彼らの構想は戦後占領期にまで継承され、これに米国流プラグマティズムの影響も加わり、通常教科中心の学習形態とは異なる、社会生活能力の獲得を主眼に据えた「生活実習・生活主義教育」がめざされ、「作業中心の学習形態が 1960 年代前半までの精神薄弱教育の主流を形成」した（堀 2014 : 73-78）。そのモデル校であった都立青鳥中学校では、「生活時間グラフ、小遣帳などの学習、農耕手伝いや校外実習などの試行錯誤を経て、①訓練の目標を『自立』に置く、②指導の方法はできるだけ作業的、具体的に、③指導の内容は生活に必要なことを第一にというような方針」に基づく指導がおこなわれた（渡辺 1997 : 86）。

このようにして知的障害者には、「教育不能」だが「生活教育」によってある程度の生活習慣の獲得は可能であるとの観点からの、指導訓練の方法的枠組みが形づくられていったのである。

2.2 「教育する母たち」への啓蒙

しかし戦後しばらくの間は「特殊学級」の整備そのものが大きく立ち遅れ、1952（昭和 27）年当時、東京都内に「特殊学級」は 26 学級しかなく「入級は宝くじなみ」であったという。こうした現状を「なんとかしなければと立ち上がった」千代田区内の小学校の「特殊学級」に通う児童の親たちによって同年、育成会が結成される（緒方 2001 : 12）。

夏堀撰によれば、知的障害児を「恥じ、隠そう」とする親が多かった当時、「特殊学級」への入級を望み、さらに政策要求運動へと自分たちを組織しようとした母親たちは「良妻賢母思想を女学校で学んだ階層・世代であり、専業主婦であるにとどまらず、社会的にも活躍すべく教育された人々」であった。「親愛の情で結ばれた家庭で母親に愛され教育される子どもの姿」を標榜しつつ現れた「教育する母」規範を内面化させた母親たちは、社会的差別意識に包囲されながらも自らを組織していく（夏堀 2011）。

他方で 1949（昭和 24）年、愛護協会が再建され、また同年には「特殊教育」研究者等による「全日本特殊教育研究連盟」も結成された。その両者とも、知的障害児者を隠す親の多い状況を憂い、親への啓蒙を模索しており、育成会の母たちの動きにはすぐさま大きな支援の手を差し伸べる。当時「全日本特殊教育研究連盟」の理事長であった三木安正は、愛護協会の機関誌に寄稿し次のように

に述べている。

精神薄弱児の教育に当つていると、結局のところ、その親たちの考え方や態度の問題に行き当る（中略）。子どもについてある意味では「あきらめ」なければならないが「あきらめる」だけではだめであってその谷底から立ちあがって「希望」をもたなければならぬのである。そして、何によって、親たちに希望を得させるかということが、われわれ特殊教育に当るもののが課題になってくる（中略）。こうした意図を父兄たちにも伝え、同じ戦線に立たせるということも、われわれの使命であると思う（中略）。「手をつなぐ親の会」というものの誕生の意義、それから、こうした結合をどう育てていくかということ、これは実に大きな特殊教育者の課題だと思う（三木 1956：4-7）。

こうした専門家による啓蒙に対して、育成会の機関誌『手をつなぐ親たち』もこれに応え、親の自覚を強く促すような論説を1950年代から60年代に度々掲載している。それらは家庭での教育の重要さを強調し、愛情深く保護・指導し続けるべきであるという啓蒙的内容であった。

育成会が結成時の1952（昭和27）年に刊行した『手をつなぐ親たち—精神薄弱児をまもるために』には、米国の作家パールバックが序文を寄せている。その著作『The Child Who Never Grew』に典型的に示された「成長しない」／「永遠の子」観は、「不治」だが「生活能力の獲得」は可能だとする「特殊教育」研究者や施設従事者の主張と合致し、こうして知的障害者は愛情深く保護されながら、永遠に指導されるべきであるとする処遇の枠組みが形成されていったのである。

2.3 青年期訓練施設としての出発と変容

教育研究者・施設従事者・教育意識の高い親、という三者が知的障害者への「生活教育」を志向して出発したのに対して、政府とての知的障害者問題は、急を要する「治安対策」として浮上した。1945（昭和20）年の終戦時に大量に生み出された孤児・浮浪児の中に多くの知的障害児が含まれたことにより、施設収容が喫緊の課題となつたのである。しかし児童福祉法制定に至る過程での「精神薄弱児施設」規定の右往左往ぶり（北沢 1997a：154-170）からも明らかのように、政策上は孤児・浮浪児対策としての保護収容と、「生活教育」—「更生」とがあいまいなまま併存した。

1960（昭和35）年の「精神薄弱者福祉法」には身体障害者福祉法と同様に「更生」が掲げられたが、この「更生」は身体障害者に対する「職業更生」と同じ意味では用いられず、むしろ「身辺の世話一切を他人の介助によっていたものが、施設における指導訓練を受けた結果、着脱衣や食事を一人でできるようになることも更生と解すべきである」との説明が、同法施行時の厚生省社会局更生課編『精神薄弱者福祉法—逐条解釈と運用』（新日本法規出版）に書かれているように、行政実務の側には施設内での身辺自立などをもって「更生」とみなす見方が強かつた（滝村 2003：150）。これは、施設を「生活教育」をおこなう場、「養護学校（精神薄弱）の原型」（蒲生 1997：177）とし

て想定した教育関係者や施設従事者の意向とも合致した。

こうして政策化されていった「生活教育」は、本来は学齢期児童が対象であったはずだが、「精神薄弱者援護施設」（成人施設）の成立後は成人にもそのまま引き継がれ、対象としては青年期が想定され「更生の可能性のある者」に限定された。日本の成人知的障害者施設は「事実上重度問題を取り残してのいわば青年期訓練施設としての性格からの出発にならざるを得なかつた」（蒲生 1997：181）。

他方で重度者は、1960 年代の後半になると更生施設への受け入れが進められていく。しかし入所施設の理想モデルとして推進されたコロニーも、重度者だけの保護施設とはならず、育成会専務理事だった仲野好雄が「重症児のみの単一施設は職員が大変と思う。さらに運営上いろいろの問題があるので軽度の者の施設と併設のいわゆるコロニー形式をとる必要があると思う」（仲野 1965：25）との見解を記したように、その中で軽度から重度までの障害者が長期間共同生活を送る場と位置付けられた（全日本精神薄弱者育成会 1967：36-42）。このようにして、「更生」—自立を目指す指導訓練と終生保護が同一施設の中で一体的におこなわれるという、矛盾に満ちた施設政策が成立していくのである。

2.4 「自立困難」という共通認識

このような施設政策の背景には、そもそも知的障害者の「自立」は極めて困難だという、従事者と親の共通した了解があった。

1962（昭和 37）年の『愛護』誌には「社会自立について」と題する無署名論評がある。「実際には施設の中の精薄者といつてもピンからキリまでである。指導や訓練によって就職して独立自活の出来るものもあるし、身辺の自立さえ困難で一生更生の見込みのないものもいる。だからこの場合の『独立自活』とか『更生』とかいうことはその言葉の完全な意味に於いていうならば矛盾があるといわざるを得ない」。就職が可能なものは 30% 前後、ただし「この場合でもやはり何らかの保護や指導が必要」で、40% 程度の人は「コロニーとか庇護授産所など」「特別に保護された環境」が必要である。残り 30% は「この人達は重度であって」「援護施設で終生保護する必要がある」と書かれている（日本精神薄弱者愛護協会 1962：表紙裏）。

ここであげられた数字の根拠は、とくに示されているわけではない。この記事は何かしらの調査結果に基づくというよりもむしろ、当時の施設実践場面での従事者の実感が吐露されたものといえるだろう。留意すべきは、記されている「重度」は 1960 年代半ば以降に政策課題となる重症心身障害児や強度行動障害のある者のことではなく、当時の「精神薄弱者福祉法」の枠内で「自立・自活の可能性のある者」として入所措置されていた人たちだという点である。

「しかし実際には、成人の年齢に達しながら家庭でもその処遇に困難を感じ、就職能力に欠けている程度の精神薄弱者は、いわゆる重度の部類に属するために、精神薄弱児施設からのもの、在宅からのものも含めて精神薄弱者援護施設における入所者は、施設発足当初からすでにその施設に

沈殿を余儀なくさせられていたわけである」(玉井 1972 : 70) というように、当時の施設従事者たちは「永遠の子ども」観を基底として、比較的中軽度の人たちでさえ「自立」は非常に困難であると実感していたのである。

では、こうした「更生—自立」の困難さについて、親はどのような思いを表明していただろうか。『手をつなぐ親たち』誌には読者からの投稿として、「十一才になんでも排便も出来ずおむつをしているしもちろん食事なんて一人で出来ません」というわが子が、施設入所し「それから三年過ぎた現在は、おはしで御飯を一人でたべ、お便所へも行く、私はこれだけ出来ればもう何も望みません」という声がみられる(田中 1965 : 2-3)。

こうした述懐からは、育成会の創設を担った「教育する母たち」の意識との、微妙なズレを読み取ることもできる。「教育—更生」志向で合致した「特殊教育」関係者・施設従事者や育成会の運動によって始まった施設政策であったが、実際には、施設を出ての自立達成は非常に困難であった。それよりも「おはしで御飯を一人でたべ、お便所へも行く」といった程度の「施設内自立」に期待し、あとは終生の保護を望む親が実際には多かったのではないだろうか。このような親の心情は施設従事者にも内面化されていったと考えられる。

3 脱施設の波に育成会はどう対応したか

1980年代以降、「国際障害者年」等を契機として日本の障害者政策は大きく転換される。しかし、身体障害者が脱施設による自立を要求／実現していくのに比して、知的障害者の場合はその影響を受けながらも、なお「自立の枠組み」が維持されたままであった。「障害」認識の大きな社会的価値転換があったにもかかわらず、育成会は何故「本人主体の自立」へと十分な認識変容ができなかったのか。本章では主に育成会の機関誌等の文献資料を用いて、その葛藤や「ジレンマ」の内実を分析する。

3.1 労組からの「施設解体」主張

日本での脱施設主張は1970年を前後する時期、ほかならぬ施設の内側から生成した。身体障害者施設では入所者自身の闘争によって(杉本 2008 : 87-89)、知的障害者施設では施設労働者たちによってである。

1960年代以降の知的障害者施設数の急激な増加は、「愛情」規範を基盤とした「家族的」住込み勤務の形態を次第に崩壊させていった。施設労働者の急増は、適正な労働条件要求を組織化させ、やがて「施設に赤旗が立つ」とも形容された労働争議が、国立コロニーをはじめ全国各地の施設で頻発する。1977(昭和52)年1月14日付『朝日新聞』東京版朝刊4面は、「双方に根深い不信 当事者能力欠く理事者 高崎の国立コロニー争議」という見出しで、争議を收拾できない理事者(管理者)側に批判的な記事を掲載している。「ある園生の母親は『指導員の先生方には感謝の気持ち

がいっぱい。でも、こんな状態では不安が先に立ちます』と複雑な気持ちを訴える。昨年四月に開かれた『親の会』では、『騒ぎが続くようなら一時園生を引き取ろう』という動きもあった。組合の主張を理解する親もいることはいるが、『早く園が静かな状態になってもらいたい』と、どの親も切実に願っている」と、親の不安も報じている（朝日新聞 1977/1/14）。

労組のなかには労働条件要求だけでなく、入所施設の存在自体を批判し否定する主張を展開するものもあった。1970(昭和 45)年の「近畿ブロック精神薄弱施設職員研修会においては、一部の従事者により『施設解体論』が叫ばれる一幕もあった」（日本精神薄弱者愛護協会 1984 : 302）。

その代表例として国立コロニー労組の主張をみると、当時の施設従事者にとって「専門性」の拠りどころであった「治療教育学」⁸を、「健全者を『あるべき姿』とし、『障害』を『悪』とする差別的『障害者』観にもとづくもの」で「社会防衛の思想」であると断じ、そのような施設からの「解放」を「障害者」と連帯して闘うのだと主張している（国立コロニー福祉労働問題研究会 1980）。これは当時の全国障害者解放運動連絡会議（以下「全障連」と略す）⁹の主張に連なる。全障連は 1976(昭和 51)年の結成大会で「既存の施設は障害者を隔離収容し差別を助長する」ものであり「全ての障害者が地域社会で自立した生活を営む為の闘いを展開する」とした。そのために「施設職員の差別意識を根本から変革し」「健全者や親の差別意識を変革する」と主張した（全障連全国事務局 1977 : 185-186）。

この時代、日本では 1960~70 年代にかけての安保闘争や学生運動などの「若者の反乱」が背景にあり、全障連結成へと連なる障害者解放運動の中には、いわゆる「新左翼」が「それぞれの党派的イデオロギーを持ち込もうとし」「運動への介入」があった（杉本 2008 : 98）。そのため、親や施設経営者には「過激派学生」に対する親世代の否定的感情にも似たものを生起させたであろう。施設労組の主張と身体障害者運動が二重写しとなり、それら「外部」勢力からのきわめて急進的な施設批判は、総じて不信や反発の対象となつたと考えられる。

とくに親にとっては、子を直接委ねる施設職員への不信感は相當に深刻なものであった。「嫌な言葉ですが『子どもは人質』ということでしょうか？時には『こんな大変な子を見てやっているんだ』などの暴言も飛び出す始末に唯々呆然とさせられたこともあります」（吉木 1977 : 7-10）といった職員への強い不信感は、職員に対するにとどまらず施設処遇へ、さらには政策へとむけられていった。

⁸ 国立コロニーの初代理事長であった菅修（1901-1978）が、その著書『治療教育学』（1977、日本精神薄弱者愛護協会）において、「元来治療行為と教育行為とは、本来全く別の概念である」が、「心身に障害がある場合は」その双方を「協力関係」のうちにおこなうとした。略して「療育」と呼ばれ、知的障害者に対する指導訓練法として一般的なものとなった。

⁹ 1970 年代の自立生活運動や青い芝の会の運動等、全国各地の個別の運動が連携し「強力なものにしようとする意図のもとに結成された」（立岩 1995 : 186）、障害者解放運動の連絡組織であった。

3.2 ノーマライゼーションはどう受け止められたか

1970年代は障害者解放運動の高揚とともに、ノーマライゼーション理念が日本に及びはじめた時代でもある。

ノーマライゼーション（ノーマリゼーション）という言葉が育成会の機関誌『手をつなぐ親たち』に登場するのは、1975（昭和50）年のことである。その9月号には「精神薄弱者と人権」と題して、「さて、精神薄弱者の権利宣言が一九七一年第二回国連総会で決議されたが、その背景の一つに、一九六〇年代に北欧に発した『ノーマリゼーション』（障害者に対する接し方を異常なものから常態に改めようとするもの）の思想と実践の波紋の広がりがあったといえよう」（全日本精神薄弱者育成会1975a：18-19）との論評が掲載される。また同年11月号には「ちえ遅れの人への接し方はこれでよいのか」と題し、「何よりもまず、一人の子ども、一人の人としての尊厳を重んじることを第一とし、すべてをそこから始めようとする、謙虚な風潮でもある。われわれも身近なところからふり返ってみる必要があろう」（全日本精神薄弱者育成会1975b：18-19）と、親や施設従事者が知的障害者への「接し方」をふり返るものとして紹介している。

さらに同時期の『手をつなぐ親たち』誌では次のような「論争」が行われている。当時の児童入所施設の施設長が、入所施設処遇への根本的な疑問を示し、「あなたは障害児の親ではあっても、しょせん障害児自身ではない」。施設を「理想郷などというのは親のずるさか、善意に考えても、親の錯覚です。この人達は、この人達なみの自由が、広い生活が欲しいのです」。「一体どうして、障害児というと、特別な場所に集めようとするのでしょうか」と、子のためを思って親亡き後を施設に託そうとする親の心情に疑問を呈したものである（広瀬1975：22-23）。これは当時の施設批判論やノーマライゼーションの影響を受けた、親への批判であった。

これに対しその四ヶ月後には育成会結成以来の幹部であった仲野好雄が、「私たちは不肖な子どもがお世話になっており、文句があるなら引き取れといわれまいかと心配で口や筆に出せなかつた」。「すき好んで障害者を特別な場所に集めようと」しているわけではなく、「現在の日本の施設機能の貧困と職員の福祉の心の欠如を残念に思い、施設内容の充実処遇改善のため」運動しているのだと反論している（仲野1976：18-19）。親は当事者ではないではないか、という施設従事者に対して、「不肖な子ども」は当事者性が不十分だから、親が当事者役割を引き受けてきたのだとの反論である。その語り口は感情的でさえあるが、しかしこの心情の奥には「現在の日本の施設機能の貧困と職員の福祉の心の欠如」すなわち施設および職員、ひいては政策への深刻な不信が潜んでいるのを見てとることができる。

このように育成会は、職員や施設が、そして政策が「福祉の心」をもって「不肖な子ども」を守ってほしい。そのために「接し方」を「身近なところからふり返ってみる必要」があるのでという、理想的な施設／職員のあり方を啓蒙する理念としてノーマライゼーションを捉えていたのである。

3.3 地域在宅政策で深刻化した「親亡き後」

1970 年代半ばの高度経済成長終焉期に至ると、政府の側からは「福祉見直し」論が登場する。障害者の領域では入所施設の見直しが言われ、そして家族介護をあてにした「地域在宅福祉」が唱えられるようになった。

1974（昭和 49）年から 1976（昭和 51）年にかけての『厚生白書』は、中央児童福祉審議会「今後推進すべき児童福祉対策について」（昭和 49 年 11 月 28 日）を引用して「在宅」の重要性を強調している。その内容は、これまで「施設収容対策に主眼が置かれてきたが、障害児にとっても可能な限り在宅処遇が望ましい」。「親子、兄弟姉妹の関係は人としての生活の最も基本となるものであって、両親、家族の暖かいひ護の下に育てられるのが自然の姿である」というものである（厚生省 1976 : 416-418）。

さらに国際障害者年を控えた『昭和 55 年版 厚生白書』では「ノーマライゼーションの思想」と題する一項が設けられるなど、ノーマライゼーションは「地域在宅」政策推進のための重要な論拠とされた（厚生省 1981 : 13-14）。しかしその背景には家族介護をあてにした公費負担軽減という政策意図があり、しかも「見直し」は施設ニーズが充足された結果でもない。1990（平成 2）年時点でも 18 歳以上の知的障害者総数が約 254,400 人という推計に対し、施設入所者は約 86,200 人でしかなく（厚生省 1992 : 340），依然として施設ニーズは強くあった。しかし元気なうちは自宅で頑張ろうという親の思いの上に、在宅政策は進められたのであった。

政策の主なものとしては、精神薄弱者通所援護事業が、育成会への補助という形で実施された。育成会は、結成期以来の要求であった養護学校義務化が 1970 年代に実現を見る中で、卒業後にも「日中通える場」としての地域作業所運営を進めていた。したがって育成会にとり地域作業所は、養護学校からの継続としての「青年期の学校」という意識が強かった（北沢 1997b : 220）。入所施設だけでなく、地域での活動の場も多くはこうした親の運動により作り出され、親の運動に依存していたのである。

こんにちでも、平日の日中は施設に通い夜間や休日は親がケアするという、中根成寿が「通所施設中心生活」（中根 2017）と呼ぶ知的障害者の標準的生活スタイルの要となる日中事業所は、このような当時の地域作業所を典型モデルとして成立し、その多くが、障害者総合支援法下の「日中生活介護」や「就労継続 A／B 型」事業所へと続いている。地域作業所の多くは、育成会などの親組織が手弁当で設立・運営したものであり、従事する職員の待遇／支援觀にも、「学校と同様の指導訓練」という傾向が色濃く反映した。それまで主に入所施設で形成されてきた「処遇の枠組み」が、この後は日中事業所の従事者にまでも引き継がれ「自立の枠組み」として定着していく上で、重要な契機となったのである。

しかも地域在宅政策は、「親亡き後」という問題をあらためて深刻化させることになった。1984（昭和 59）年の『手をつなぐ親たち』には「小規模作業所のつくり方」と題する特集が組まれているが、そこでは「親のほとんどが六〇歳以上で、身体が思うようにきかないけれど、一にも二にも苦難に

負けず」作業所を運営する親の苦労が語られている（大野 1984：21）。60歳を過ぎた親たちにとって、「親亡き後」は間近な問題であり、その時点では自宅から通う作業所で安定した生活が実現できていたとしても、いずれ立ち行かなくなることは目に見えていた。つまり1970～80年代以降に進んだ地域在宅政策は、その時点での「親の介護力」に依存することで、その後の「親亡き後の不安」をかえって顕在化させたといえるのである。

こうした不安、政策への不信感は入所施設の親にも強くあった。例えば愛知県では1968(昭和43)年にコロニーが開設されてからまだ間もないにもかかわらず、「昭和51年、当時の愛知県コロニー養樂莊保護者会が子供たちの将来に不安を抱き協議を重ねた結果、新たに施設を建設する結論に至り」、資金を集め法人を立ち上げて入所更生施設・養和荘設立へ動き出した事例も見られる（養樂福祉会 2017）。当時愛知県コロニーに子を入所させていた親からは「福祉みなおしの見地から、コロニー収容者達の定着化を批判し、長期収容者達を『還流』という美名のもとに、入所者達の交代をせまっている」（加藤 1981：22-23）との危機感が訴えられている。

公立コロニーであっても、いやむしろ公立であればこそ、指導訓練を経て「更生」させる「通過施設」であるとのタテマエが色濃く、したがってわが子の終の棲家としては信用できないという親の不信感は少なくなかった。「施設にわが子を預けた親の心配は、自分たちが亡き後の、老齢化したわが子に、安住の地を残したいということに、尽きるのではないか」と（竹林 1982：30-36）といった、施設に預けてなお「安住の地」を心配し続ける親の心情の吐露は、これにこたえようとしている政策への不信の表現にほかならなかつたといえるだろう。

3.4 身体障害者との「違い」の強調

脱施設を主張した急進的労組の運動は1970年代末には終息に向かうが、しかし身体障害者運動はその後に大きな進展を見せ、やがては政策を転換させる原動力となっていく。この過程を育成会はどのように見たのであろうか。

1981（昭和56）年に国際障害者年を迎えると、育成会は「国際障害者年事業に関する重点要望項目」として「社会参加に関し身体障害者対策との格差是正、精神薄弱者を対象に含むことの明示」を掲げるとともに（全日本精神薄弱者育成会 1981：44）、次のような見解を表明した。

国際障害者年の「障害者」には、身体障害者、精神薄弱者、精神障害者、いろいろな重複障害者、すべてが含まれています。ですから“国際身体障害者年”というのは誤りです。

（中略）身体障害と精神薄弱と精神障害の間には、関係者の間にそれぞれ混同されたくない差別意識があつて、（中略）私たち精神薄弱関係者はこれまで非常にしばしば身体障害者との差別問題に悩まされています。

（中略）完全な、あるいは、十分な心ゆくまでの参加と平等—それは身体障害者にはできません、精神薄弱や精神障害の場合は期待できないのではないか。そういう疑問があります。

コスネン国連国際障害者年事務局長を迎えてのシンポジウムでもその他の民間協議会でも、「精神薄弱をはじめ精神的なハンディキャップの場合は別と思うが……」と前置きをして、障害者本人の主体性の尊重が強調されました。その語調の中に一種の“切り捨て”を感じて身ぶるいを禁ずることができませんでした（全日本精神薄弱者育成会 1980：21-23）。

「身体障害者との差別問題」／「格差」とは何を意味するのか。それは、身体障害者は自分の意思を表明でき、そうした能力を前提にして「完全参加と平等」が謳われているが、知的障害者は身体障害者と違い自己主張できないではないか、それでは「完全参加と平等」から置き去りにされるのではないか、という焦りであったとみることができる。かつては過激すぎる行動や主張によって行政と対立していたはずの身体障害者運動団体が、今や国際障害者年という表舞台で脚光を浴び、政策決定にも関与しつつあり、一部のマスコミは「国際身体障害者年」と誤報道までしたという状況は、育成会にとっては相当深刻な危機感をもたらしかただろう。

その初期には行政と対立的であった身体障害者運動がしだいに政策への影響力を強めていった事実は、1980年代の年金制度改革のなかにみることができる。財政支出削減がなにより課題であったはずの行政改革期に、それまでの障害福祉年金が障害基礎年金に統合され「保険の原則を超えた」増額が実現した理由を、高坂悌雄は「家と施設から離れ所得保障を求めた脳性マヒ者達の主張に強い説得力があった」。「国際障害者年という時代の下、障害者団体と行政官僚の力強い動きがあった」ためであるとしている（高坂 2017）。

1970年代の身体障害者運動団体に対して、当初は厚生省にも「強い拒否感」があり「当時の両者の関係は良好なものではなかった」。しかし1979（昭和54）年の身体障害10団体との話し合いの中で、障害者側の要求が説得力を持ち、厚生省もその主張を受け入れ1986（昭和61）年の年金制度改革へと向かった（高坂 2017）。つまり、国際障害者年を契機とする厚生省側の「譲歩」に身体障害者団体の側が積極的に応じ、結果として官僚らの理解と政策化を引き出したのであった。

年金制度改革により、成人障害者への障害基礎年金支給に際しての所得制限額に、親の所得は算入しない旨が規定された。この審議会に身体障害者団体とともに参加していた育成会は、のちに次のように回顧している。「20歳になれば独立した個人として認め家族の所得から縁を切り、家族を費用徴収の対象から除外するという点については実感の上で直ちにぴったりとは来なかつた。ある程度はやむを得ないのではないか、金の切れ目が縁の切れ目となりはしないか、施設入所の長年の経験からある種のためらいがあつた」。このような育成会の「ためらい」に対して、「しかしそれを打ち破って前進させたのは身体障害者本人団体の強烈な主張だった。親は代弁者であつても本人ではないことを嫌というほど味あわされたのである」（指導誌編集委員会 1991：87）。

このように身体障害者の「強烈な主張」が行政を動かす様を目の当たりにした育成会は、以降「本人」の重要性を強く認識するに至る。「本人」が主張すれば政策を変えられる、との実感こそが、1980年代末からの育成会大会などでの本人発言や本人活動の本格化、「本人の会」の組織化へと向かう原動力となった。しかしその根底には、身体障害者のように自己主張できない、未熟な

「永遠の子」だという意識が根強く残っていたために、育成会は「発言する本人」を前面に押し出しつつも、自らの「代弁」役割を保守し続ける。「代弁者であっても本人ではないことを嫌というほど味あわされた」という経験が、いっそう代弁役割への意識を強化したのである。

4. 考察とまとめ

4.1 終生指導し続ける処遇の成立と存続

本論の第2章は、明治期以降の義務教育普及過程から排除された知的障害者に対する、「生活教育」を試みた教育関係者と施設従事者、そして教育を望む親という三者が出会うことで、日常生活能力や作業能力の獲得を目標とした指導訓練を施す知的障害者処遇の形態が形成されていった経緯を把握した。

その処遇形態は、初期には「更生の可能性のある」青年期の軽度者を主な対象として想定し「指導訓練による社会復帰」をめざしたものであったが、そうした志向は、以下の理由から次第に変容していった。第一に、当時の教育関係者や施設従事者が想定し、政策的にも期待されたはずの「更生の可能性」のハードルが、相当に高いものであった故である。その達成困難性は、ほかならぬ従事者たちにも親にも共通に認識されていた。従事者にとり、施設を出て自立をめざす対象は少數にとどまり、親も多くの場合は安定した保護を望んだ。こうした両者に共通の思いは、処遇における保護的側面を強化し、自立の条件をいっそう高める方向に作用したと考えることができる。

第二は、1960年代後半以降の重度者の施設受け入れであり、コロニー構想の具体化である。施設入所者の重度化が進むとともに、施設は継続的な保護の場であるという認識が従事者の間に一層浸透した。さらに「軽度から重度までの障害者が長期間共同生活を送る場」（全日本精神薄弱者育成会 1967：36-42）と位置付けられたコロニーが全国的に普及することで、コロニー形態をモデルとした、軽度者から重度者までが包括的に終生保護され指導訓練され続けるという、知的障害者「処遇の枠組み」が形成されていったのである。

その背景には、知的障害者を永遠に成熟しない未熟な主体、すなわち「永遠の子ども」とする見方があり、成熟した「大人」にならない以上「自立」は無理だという社会的意識が存在した。これは教育関係者、施設従事者、親であるにかかわらず共有され続けていた見方であり、「<健全者の論理>に絡めとられ差別する主体」（要田 1999：36）的立場からの差別的な知的障害者観でもあるといえよう。

4.2 構造改革以降も改革されなかつた「枠組み」

さらに第3章では、ノーマライゼーションや脱施設思想の波及以降の、社会福祉基礎構造改革を経ての障害者政策転換に直面した育成会が、それらに対してどのような思いを抱き、対応しようとしてきたのかを分析した。

1970年代の障害者運動に端を発し、1981（昭和56）年「国際障害者年」を契機に当事者主体へと向かった日本の障害者政策の転換過程は、知的障害者の親である育成会にとっては、まさに「外」からの波というべきものであった。この点が、変革運動の主体的な担い手であった身体障害者とは決定的に異なるのである。育成会には、自分たちのそれまでの思いとは別の場所から「外圧」としてもたらされた、脱施設や脱親を志向する理念への葛藤や戸惑いがあったといえる。

創設期以来の育成会運動の一貫した目的は、「温かい家庭の味」（1973：2-3）がある生活（居住）の場の保障であった。ノーマライゼーション理念も、障害者が施設や親元から脱却し主体的に自立しようとする志向を根拠づける理念としてではなく、その内に見出される「あたたかい（施設）」という含意において親の共感は示されたのであった。この基本的な心情は、政策転換がいよいよ確定路線となる1990年代末の時点においても変わってはいない。1998（平成10）年『手をつなぐ』誌の「入所施設を変える」と題する特集では、理想とする施設像として「地域生活を支える、小規模で利用しやすい生活施設の創設」が提起され、これが「期待される入所施設の役割」だが未だ「制度としては存在しない」との不満が述べられている（松友 1998：20-21）。

こうした育成会の心情は、以下のように整理することができる。

第一に、施設で実際に処遇を担っていた施設職員への不信である。これは直接的には、急進的労組による「施設解体」主張が、育成会の創設期以来の悲願である施設充実を真っ向から否定するものであったことによる。また労働争議の混乱により入所する子の安定的生活が脅かされるという危機感も大きく影響したであろうが、さらには、「温かい家庭の味」で遇してもらえない処遇への不満や、「子は人質」というホンネがむき出しにもなる、こうした施設への不信でもあったといえよう。

したがって支援従事者が「親元からの自立の必要」等ノーマライゼーション理念に基づく「正論」を述べたとしても、「批判される親の態度は、理屈ではないです。理屈を抜きにした愛情から出ているものなのです。残念ながら、親のこの心情がなかなか理解されません」（金澤 1994：13-17）といった感情的な反発を生むほかはない。1970年代半ばにあった広瀬と仲野の論争は、まさにこのような文脈の上で捉え返されるべきである。当事者のことは当事者の意思を尊重し支援従事者に任せるべきだという、まったく正当な支援者側からの親への批判に対して仲野は、いや親は（あなたがた従事者を）信用できないから子を手放せないのだという、ホンネを吐露していたのである。このように、親の従事者への不信感は根強いものであった。

第二に、現場（従事者／施設）への不信の背後には、障害者政策そのものへの不信が存在した。

そもそも育成会運動は、社会的に放置された知的障害者への施設要求を軸に進められてきたのであるが、その要求が十分に達成されることはついになかった。ニーズの充足をみないままに「施設見直し」「地域在宅」が掲げられ、1990年代以降の社会福祉基礎構造改革が進行したことは、育成会の意識の基底に、日本の知的障害者政策に対し拭い難い不信感を残したであろう。

すでに1981（昭和56）年の国際障害者年に際して、政策転換が身体障害者を軸に進められることへの強い不満を育成会は表明していた。これへの焦燥感から、「知的障害者も自己主張できる」

というアピールとしての「本人発言」や「本人の会」等の取り組みへと向かったのでもあるが、それでもなお知的障害者は身体障害者のようには主張できない、「知的障害者は別」という意識は育成会内に強く残存し続けた。そこから生まれるのは代弁意識である。親が子の代弁役割を担わねば、他の誰も（支援従事者も、政策も）本人の身になった援助をしてはくれないのではという思いである。

したがって第三に、親自身のニーズは表立って主張されることがない。あくまで、わが子は“このように”望んでいるはずだ、親亡き後には“このように”生活したいはずだ、という「理屈抜きの」思いによる代弁が表明される。「手厚い対応がある生活（居住）の場」、「温かい家庭の味」をわが子は求めているはずだ、という心情の発露である。裏を返せば、そのような「安住の地」は未だなく、「親亡き後」の安心とはほど遠いという、政策への不信の表明にほかならない。このような不信が解消されない限り、親は代弁役割を降りられないのである。

しかし当然のことながら、親は親としての固有のニーズを有しているはずである。筆者は長く知的障害者支援施設に勤務し、自宅で障害者を介護する親の「たいへんさ」を頻繁に見聞きしてきた。こうした親への実態調査研究や、過重負担を軽減するための家族支援の必要性に言及した先行研究は多くあり、土屋葉によってレビューされている（土屋 2017）。しかし公的な家族支援政策は全く不十分なものでしかない。この現状が改善されないかぎり、親の政策への不信は解消されず、したがって知的障害者の「自立の枠組み」は維持され続けるであろう。

4.3 今後に残された課題

本論は、知的障害者に対する「処遇の枠組み」の形成を教育関係者・施設従事者・育成会の共同作業として把握した上で、それが障害者政策転換の後も「自立の枠組み」へと形を変えつつ存続してきたその要因を、育成会の視点からの歴史的な文献分析によって明らかにすることを試みた。そこからは、「枠組み」の存続に、育成会の知的障害者政策への不信が大きな影響を及ぼしていることを見て取ることができた。これらは、今後の知的障害者支援が「自立の枠組み」から脱却するために一定の示唆を与えるものであるといえるだろう。

しかし処遇／支援実践には、もう一方の重要なアクターである従事者が、決定的な役割を果たすことは言うまでもない。したがって知的障害者処遇／支援に関する理念／実践形態の構築に、従事者がどのようにかかわってきたのかを歴史反省的に捉え直すことが、「枠組み」の内容分析とその克服にとって大きな意味を持つと考える。

わけても愛護協会は、その創成期から知的障害者にかかわる主要な従事者／「専門職」団体として自らを位置づけ、周囲からもそう位置づけられ、機能してきた。したがって同協会が「枠組み」形成にどうかかわり、どのような役割を果たしてきたかが、次に分析すべき課題である。

参考文献

- 朝日新聞（1977）『朝日新聞』東京版，1977（昭和52）年1月14日付朝刊，第4面。
- 福祉新聞（2018）『週刊福祉新聞』，2018年7月9日付，第1面。
- 古木八重子（1977）「“くらし”の特集をめぐって これからの施設への願い」日本精神薄弱者愛護協会『愛護』231：7-10。
- 蒲生俊宏（1997）「第4部福祉 2 入所施設福祉」日本精神薄弱者福祉連盟編『発達障害白書 戦後50年史』日本文化科学社，171-196。
- 広瀬与一（1975）「論壇 あたりまえの生活をとりあげないで」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』236，22-23。
- 堀智久（2014）『障害学のアイデンティティ ～日本における障害者運動の歴史から』生活書院。
- 金澤務（1994）「特集=選ぶ福祉の阻害要因 親が自立を阻害する？」日本精神薄弱者愛護協会『AIGO』449，13-17。
- 菅 修（1977）『治療教育学 第4版』日本精神薄弱者愛護協会。
- 加藤奈々枝（1981）「桃の花」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』302，22-23。
- 北沢清司（1997a）「第4部福祉 1 概説」日本精神薄弱者福祉連盟編『発達障害白書 戦後50年史』日本文化科学社，154-170。
- （1997b）「第4部福祉 4 通所地域施設」日本精神薄弱者福祉連盟編『発達障害白書 戦後50年史』日本文化科学社，216-228。
- 国立コロニー福祉労働問題研究会（1980）『コロニー闘争勝利に向けて —コロニー裁判闘争報告・資料集一』。
- 厚生省（1976）「各論、第4編 社会福祉の増進、第2章 心身障害者の福祉、第3節 心身障害児及び精神薄弱者の福祉、3 心身障害児及び精神薄弱者の福祉対策の動向」『昭和50年版 厚生白書』、大蔵省印刷局、416-418。
- （1981）「総論、序章 国際障害者年に当たって、第3節 障害者福祉の理念、3 ノーマライゼーションの思想」『昭和56年版 厚生白書』、大蔵省印刷局、13-14。
- （1992）「第2編、第1部 制度の概要及び基礎統計、V社会福祉、3 8 心身障害児(者)対策」『平成3年版 厚生白書』、厚生問題研究会、340。
- 松友了（1998）「育成会は入所施設をこう変えたい」全日本手をつなぐ育成会『手をつなぐ』509，20-21。
- 三木安正（1956）「親の理解について」日本精神薄弱者愛護協会『精神薄弱児研究』1(1)，4-7。
- 三田優子（2017）「大規模入所施設の現状と『地域移行』の意味」『季刊福祉労働』155，34-44。
- 森口弘美（2015）『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践 —エピソード記述で導き出す新しい枠組みー』ミネルヴァ書房。
- 中根成寿（2017）「第1章 「通所施設中心生活」を超えて —「ケアの社会的分有」とパーソナルアシスタンス」岡部耕典編『パーソナルアシスタンス—障害者権利条約時代の新・支援システムへ』生活書院、45-64。
- 仲野好雄（1965）「第一回精神薄弱者福祉審議会についての報告」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』114，24-27。

- (1976) 「10月号の広瀬さんの提案に答えて」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』240, 18-19.
- 夏堀撰 (2011) 「1950年代における知的障害児の母親モデルの形成」『家族社会学研究』23 (1), 77-88.
- 日本精神薄弱者愛護協会 (1962) 「論苑 社会自立について」日本精神薄弱者愛護協会『愛護』53, 表紙裏.
- (1984) 『日本愛護五十年の歩み』日本精神薄弱者愛護協会, 302.
- 緒方直助 (2001) 『手をつなぐ育成会(親の会)運動50年の歩み』全日本手をつなぐ育成会.
- 大野智也 (1984) 「親たちは作業所をどうやって作ってきたか —アンケート調査から各地の体験に学ぶ—」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』339, 17-21.
- 小澤温 (2013) 「第1章 障害者を取り巻く社会情勢と生活実態」社会福祉士養成講座編集委員会『新・社会福祉士養成講座14 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 第4版』中央法規, 5.
- 佐瀬睦夫 (2017) 「理想的な施設をめざして —高齢期及び医療的支援の必要な知的障がい者入所更生施設「厚木精華園」の取り組みと挫折から」『季刊福祉労働』155, 45-55.
- 指導誌編集委員会 (1991) 『手をつなぐ親たち号外 地域福祉と権利擁護』全日本精神薄弱者育成会.
- 新藤こづえ (2013) 『知的障害者と自立 青年期・成人期におけるライフコースのために』生活書院.
- 杉本章 (2008) 『障害者はどう生きてきたか 一戦前・戦後障害者運動史』現代書館, 76-158.
- 鈴木良 (2017) 「入所施設の構造的限界を問う」『季刊福祉労働』155, 23-33.
- 高坂悌雄 (2017) 「障害基礎年金制度成立の背景についての一考察 一障害者団体や官僚は新制度誕生にどう関わったのか—」『社会福祉学』57 (4), 28-42.
- 竹林起代 (1982) 「施設に子どもを託して 一思うことと願うこと—」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』318, 30-36.
- 滝村雅人 (2003) 『対象論的視点による障害者福祉制度』さんせい出版.
- 玉井実 (1972) 「第2部 戦後史概観／福祉 1 施設」日本精神薄弱者福祉連盟編『精神薄弱者問題白書 1972年版—』日本文化科学社, 63-79.
- 田中貞子 (1965) 「声 娘を施設に入れて」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』115, 2-3.
- 立岩真也 (1995) 「第1章 はやくゆっくり—自立生活運動の生成と展開」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生の技法一家と施設を出て暮らす障害者の社会学 増補改訂版』藤原書店, 165-226.
- 寺本晃久 (2001) 「『低能』概念の発生と『低能児』施設 一明治・大正期における」関東社会学会『年報社会学論集』14.
- 寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治『良い支援?—知的障害/自閉の人たちの自立生活と支援』生活書院.
- 角田慰子 (2014) 『知的障害福祉政策にみる矛盾 一「日本型グループホーム」構想の成立過程と脱施設化』ふねうま舎.
- 土屋葉 (2017) 「障害のある人と家族をめぐる研究動向と課題」『家族社会学研究』29 (1), 82-90.
- 渡辺健治 (1997) 「第3部教育 4 特殊学級教育」日本精神薄弱者福祉連盟編『発達障害白書 戦後50年史』日本文化科学社, 84-102.
- 要田洋江 (1999) 『障害者差別の社会学』岩波書店.

知的障害者に課される「自立の枠組み」－育成会の視点から見たその存続要因－（大野 安彦）

養樂福祉会（2017）『あゆみ 養和荘・第二養和荘…30周年』一粒書房.

全日本精神薄弱者育成会（1967）「国立心身障害者コロニー計画案のあらまし」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』130, 36-42.

———（1973）「今月のもんだい 施設間の風通しを」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』204, 2-3.

———（1975a）「今月のもんだい 精神薄弱者と人権」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』235, 18-19.

———（1975b）「足もとを踏みなおそう—ちえ遅れの人への接し方はこれでよいのか—」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』237, 18-19.

———（1980）「今月のもんだい 国際障害者年に備えて」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』288, 21-23.

———（1981）「国際障害者年事業に関する重点要望項目 全日本精神薄弱者育成会」全日本精神薄弱者育成会『手をつなぐ親たち』299, 44.

全障連全国事務局（全国障害者解放運動連絡会議）（1977）『全障連結成大会報告集』.